

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 62 年 3 月まで

私の父親は、私が結婚した昭和 47 年 7 月頃、家業を継ぐ私のために、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私は、父親が 63 年に他界する少し前に、父親から、「君（申立人）の国民年金保険料は未納が無いように私（父親）が金融機関で納付してきたので、これからは君が自分で納付するように。」と聞いていた。このため、私は、自分でその後の保険料を夫の分と一緒に 60 歳になるまで未納が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされている上、納付済期間の不足により国民年金の受給資格を満たしていないとして、無年金者とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和 47 年 7 月頃、家業を継ぐ申立人のために申立人の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付しており、父親が他界する少し前からは申立人自身が保険料を 60 歳まで納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金への加入動機は明確、かつ理解できる内容である上、申立人は同年同月に任意加入し 60 歳まで被保険者資格を喪失することなく国民年金に加入し続けていることが確認できるとともに、その父親が他界する前の 62 年 4 月から 60 歳までの保険料は全て納付済みとなっていることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の父親が昭和 47 年 7 月に申立人の国民年金の任意加入手続を行っていないながら、加入当初から国民年金保険料を全く納付しなかったとする

のは不自然である上、申立人は、申立期間の保険料の納付状況について、「金銭管理は父親が全て行っており、申立期間当時の保険料額については分からない。」としているものの、その父親から「おまえの国民年金保険料は納付書がきたらその都度、金融機関で納付している。」と聞かされていたことを明確に記憶している。

さらに、申立人は、その父親が昭和 63 年に他界する少し前に、父親から申立人の国民年金手帳を紛失したことを聞いたことから、その後、申立人が区役所で年金手帳の再交付の手续を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持している年金手帳はその当時に同区役所から再交付されたものであることが確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

加えて、申立人の夫は、「義父が昭和 63 年に他界する前に、私たちが結婚した 47 年当時からの妻（申立人）の国民年金保険料を金融機関で未納が無いように納付していたことを義父から聞いていた。」旨証言している。

その上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、約 15 年にわたり保険料を前納していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から48年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から48年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和47年5月に勤務先を退職した後、48年4月の結婚及び転居を契機に、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、自宅に送られてきた納付書により金融機関で遡ってまとめて納付したことを憶えている。申立期間②及び③の保険料についても、自宅に送られてきた納付書により、いずれも、金融機関及び市役所の窓口で52年9月に厚生年金保険に加入するまで、定期的に納付していた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和48年4月の結婚及び転居を契機に、市役所で国民年金の加入手続を行った後、自宅に送られてきた納付書により金融機関で国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、同年5月に払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間①の保険料を過年度納付により納付することは可能であった上、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、申立人が過年度保険料を納付した時期において実在し、過年度保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②について、当該期間直前の昭和48年4月から同年12月

までの国民年金保険料は納付済みとなっており、本来、特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、同台帳が存在しないことから、申立人は、申立期間②の保険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立期間②及び③については、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の仕事に変更は無く、生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の当該期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から同年9月まで

私は、昭和56年10月に会社を退職した後に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、同年同月から57年3月までの6か月分の国民年金保険料を納付したので、その後も6か月ごとに自宅近くの金融機関で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料は、昭和59年4月に納付していたはずであり、同年7月に、国民年金の被保険者資格を喪失していないにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和59年7月に、国民年金の被保険者資格を喪失したことはないと主張しているところ、申立人は、同年同月に、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続を行い、同年9月に任意加入被保険者資格を喪失していることが、申立人の所持する年金手帳により確認できることから、申立期間のうち、同年7月及び同年8月は、国民年金の被保険者期間であったものと推認される。

また、申立人のオンライン記録では、昭和59年7月に、申立人が国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続を行った旨の記録が無く、同年同月に強制加入被保険者資格を喪失した旨の記録しか無いことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和56年10月から申立期間直前の59年6月までの国民年金保険料を全て納付していることから、申立人が、申立期間のうち、同年7月及び同年8月の保険料を納付してい

たとえても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月について、申立人は、国民年金の加入手続を行った 56 年 10 月に、同年同月から 57 年 3 月までの 6 か月分の国民年金保険料を納付したので、その後も 6 か月ごとに自宅近くの金融機関で保険料を納付しており、59 年 4 月に、申立期間を含む同年同月から同年 9 月までの 6 か月分の保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人が保険料を 6 か月ごとに納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を 6 か月ごとに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人が納付したとする金額は、同年 4 月から同年 9 月までの保険料を実際にまとめて納付した場合の金額と相違していることから、申立人が当該期間の保険料をまとめて納付していたとは考えにくい。

また、上記 1 のとおり、申立人は、昭和 59 年 9 月に、国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間のうち、同年同月は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月
② 昭和60年3月から61年3月まで

私の父親は、昭和50年1月頃に、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、自宅に送られてきた納付書により、私が区役所の窓口又は金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納であること、及び私は国民年金の被保険者資格の喪失手続を行っていないにもかかわらず、申立期間②が未加入とされ保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、区役所の窓口又は金融機関で納付していたと主張しているところ、昭和61年12月22日に社会保険事務所（当時）から申立人に対し、過年度納付書が発行されていることが確認できることから、当該納付書により申立人が金融機関で保険料を納付することが可能であった。

また、申立人は、昭和50年3月に国民年金に任意加入して以来、申立期間①の直前まで、119か月にわたり国民年金保険料を納付していることが確認できることから、任意加入被保険者期間で、かつ1か月と短期間である申立期間①の保険料についても納付していたものと推認できる。

2 一方、申立期間②について、申立人は、国民年金の被保険者資格の喪失手続を行っておらず、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳、申立人が申立期間①及び②当時に居住してい

た市の国民年金被保険者名簿及び同市の国民年金保険料収納一覧表からは、いずれも申立人が昭和 60 年 3 月 14 日に被保険者資格を喪失した記載が確認できることから、申立期間②については、未加入期間で、保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 7 月に会社を退職してからしばらくは国民年金に加入していなかったが、46 年 1 月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際に、市役所の職員に、45 年 8 月から未納となっていた国民年金保険料を納付するように言われ、その場で 4,000 円から 5,000 円ぐらいをまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行い、45 年 8 月から未納となっていた国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 46 年 3 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料を納付することは可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金被保険者名簿、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳では、申立人の氏名が誤って記載されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる上、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ 8 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5434

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 59 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 59 年 5 月まで

私は、20 歳の頃、区役所の職員に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めた。保険料は当初まとめて納付した記憶があり、その保険料を納付するため、亡くなった父親に保険料相当の金額を借りた記憶もある。申立期間の保険料は加入当初まとめて納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の頃、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和 59 年 3 月と推認でき、申立内容に不自然な点は認められない。

また、申立期間は 1 回、かつ 13 か月と比較的短期間であり、申立人は国民年金の加入手続当初、国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶があると述べているが、上述のとおり、推認される国民年金の加入手続時期である昭和 59 年 3 月時点で、申立期間の保険料を納付することは可能であり、申立期間後から申立人が法定免除に該当する年度の前年度までの保険料に未納は無いなど、その当時、申立人は保険料の納付意識が高かったものと考えられ、当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、遡ってまとめて国民年金保険料を納付するため、亡くなった父親に、保険料相当額を借りたことなどを具体的に述べており、申立内容に信憑性^{びよう}が感じられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から50年3月までのうちの36か月
市役所（当時）から、私に対して、国民年金に加入するように通知があり、昭和48年頃、私の妻が、市役所の支所で、私の国民年金の加入手続を行った。そのとき、加入手続前の国民年金保険料を遡って納付することを勧められ、カーボン紙で出来た納付書を発行してもらい、後日、3年分の保険料として、3万円ぐらいをまとめて納付した。その後の保険料は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、自身の昭和48年4月以降の保険料を全て納付している上、申立人の国民年金加入期間の保険料も、申立期間を除き、全て納付しているなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和51年1月と推認されるが、その妻の国民年金保険料は48年4月から納付済みとなっていること、及び申立人の手帳記号番号の前後の番号の数人の被保険者も、申立人と同様に、51年1月に加入手続を行い、それ以降に時効により納付義務が消滅しているにもかかわらず、48年4月からの保険料を納付していることから、その妻が述べる「3年分の保険料」とは、過年度分となる同年同月から50年3月までの保険料及び現年度分となり納付済みとされている同年4月から51年3月までの保険料を合わせたもので

あると考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻は、国民年金の加入手続後に、カーボン紙で出来た昔の国民年金保険料の納付書を発行してもらい、3年分の保険料として、3万円ぐらいを金融機関で納付するように言われたことを具体的かつ鮮明に記憶しており、その金額は、実際に昭和48年4月から51年3月までの保険料を納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容には信憑^{びよう}性が感じられる上、保険料の納付意識が高かったことを考え併せると、申立期間のうち、48年4月から50年3月までの保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

- 2 一方、上記1のとおり、申立人の妻及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の国民年金保険料の納付状況から、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの保険料は納付していたと推認することは可能ではあるが、48年3月より前の期間については、その妻の保険料も未納である上、その妻が述べる「3年分」の期間を超えてしまうと考えられるため、申立期間のうち、44年2月から48年3月までの保険料については、納付していたものと推認するのは困難である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間のうち、昭和44年2月から48年3月までの国民年金保険料が納付された可能性も精査したが、申立人は、結婚前の居住地では国民年金の加入手続を行っておらず、同手続を行ったのは一度だけだったと述べていることから、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡もうかがえない。

さらに、申立期間のうち、昭和44年2月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から同年 9 月までの期間、58 年 12 月から 59 年 1 月までの期間及び 60 年 2 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月から同年 9 月まで
② 昭和 58 年 12 月から 59 年 1 月まで
③ 昭和 60 年 2 月から同年 5 月まで

私は、短期大学を卒業した後、昭和 56 年 4 月に区役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、2 か月ごとに国民年金保険料を納付していた。保険料を納付している途中で未納があれば、次の納付の時点で、遡って保険料を納付したはずである。

申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 4 月に国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続きを行ったのは、同年同月と推認され、申立内容と一致しており、短期大学を卒業後すぐに、国民年金の加入手続きを行っていることから、国民年金に対する関心は高かったものと考えられる。

また、申立期間①、②及び③のそれぞれの前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間当時、申立人の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、国民年金に対する関心が高かった申立人が、申立期間①及び②はそれぞれ 2 か月、申立期間③は 4 か月といずれも短期間である、申立期間の保険料もその前後の期間と同様に納付したと

考えても不自然ではない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和 58 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を過年度納付し、59 年 8 月から 60 年 1 月までの保険料を、同年同月 31 日に遡ってまとめて納付していることが確認できることから、遡って納付したことがあるとする申立内容とも一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から58年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

私は、昭和56年3月に専門学校を卒業した後、時期ははっきりとしないが、親に勧められ区役所で国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を遡って納付した。私は、その後の保険料を私か両親が郵便局か銀行で納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、納付済期間の過半の期間の保険料を前納しており、国民年金の住所変更手続及び平成元年11月からの国民年金第3号被保険者への種別変更手続を適切に行っているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の国民年金の加入手続日から、申立人の加入手続時期は、昭和60年4月頃と推認され、当該期間の直前である58年4月から59年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かった申立人が、申立期間②についても同様に納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①について、上記1のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和60年4月頃と推認され、その時点では、申立期間①の大

半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、一部納付することが可能な期間についても、58年4月からの保険料が納付済みとなっていることを考えると、当該期間の保険料が納付された時点でそれより前の保険料は同じく時効により納付することができなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は、20歳からの国民年金保険料を遡って納付したと述べているが、上記1のとおり、昭和58年4月から59年3月までの保険料を遡って納付していることから、申立期間②については、保険料を納付していたと推認することは可能ではあるが、申立期間①については、申立人は、納付方法、納付金額等に関して憶^{おぼ}えていないと述べている上、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿においても、申立人が当該期間の保険料を納付していたと推認される形跡は無いことから、当該期間の保険料まで納付していたとは考えにくい。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月及び同年3月

私が21歳になった平成3年*月頃に、市役所から、国民年金に加入しないと将来年金がもらえなくなるという内容の通知が届いたので、慌てて市役所で国民年金の加入手続を行った。その時点で未納であった期間の国民年金保険料を、後日、私又は母親が金融機関で遡って一括して納付した。その後は、口座振替により保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21歳になった平成3年*月頃に、市役所から、国民年金に加入しないと将来年金がもらえなくなるという内容の通知が届いたので、慌てて市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張とおおむね一致する。

また、申立人は、i) 申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みであること、ii) 保険料の納付を忘れることが無いように口座振替の手続を行ったとしているところ、申立人が所持する口座振替依頼書(本人控)により、申立人が国民年金の加入手続を行ったとみられる時期に、この手続を行っていることが確認できることから、申立人は、保険料の納付意欲が高く、未納が無いように保険料を納付しようとしていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時点で未納であった期間の国民年金保険料を、後日、申立人又はその母親が、金融機関で遡って一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い

出された平成3年4月の時点では、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間である上、申立期間直後の2年4月から3年3月までの保険料は、同年4月に一括して納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人又はその母親が、2か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えるまでも特段不合理的な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月

私は、昭和55年10月の結婚後、すぐに国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行い、国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年10月の結婚後、すぐに国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行い、国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人は、同年同月に、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行っていることが、申立人が所持する年金手帳により確認でき、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、i) 申立期間を除き、国民年金加入期間中に国民年金保険料の未納は無く、申立期間の前後の期間の保険料は、納付済みとされていること、ii) 昭和55年10月の結婚に伴う種別変更、氏名変更及び住所変更の手続きをそれぞれ適正に行っていることから、国民年金制度への理解や保険料の納付意欲が高かったことがうかがえ、同年同月から申立期間直前の56年2月までの保険料は、納付済みとされていることを勘案すると、申立人が、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年9月9日から45年3月1日までの期間について、事業主は、申立人が43年9月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年3月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年9月から44年9月までは4万2,000円、同年10月から45年2月までは4万5,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月9日から45年3月1日まで
② 昭和45年3月1日から同年6月1日まで

私は、D業のC社を退職して、しばらくして昭和43年9月9日からA社（現在は、B社）に入社した。同社在職中の44年に結婚し、結婚式には同僚に出席してもらっている。45年6月まで厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名とは異なるが、同僚の被保険者氏名で昭和43年9月9日に被保険者資格を取得し、45年3月1日に資格を喪失して

いる基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A社の権利義務を承継したB社は、昭和43年9月9日に入社した者は、申立人以外にいないと述べている上、同年9月9日に資格を取得したとされる同僚は、同年6月20日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、その同僚は、「申立期間①当時、厚生年金保険料を二重に控除されていた覚えは無く、43年9月9日に資格を取得した記録は私の記録ではないので、訂正に応じる。」旨の文書を提出していることから、上記の被保険者記録は申立人の記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年9月9日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年3月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

申立期間②について、B社から提出されたE労働者年金資格確認登録申請書（資格取得届）及び企業年金保険解約返戻金請求書並びに同僚の証言から、当該期間において申立人がA社及び同社の権利義務を承継したB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚4名は、申立人が正社員として自身と同様の業務に継続して従事していたと述べている上、4名全員がA社の合併により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和45年3月1日に同社の被保険者資格を喪失し、同日付けでB社の被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和45年6月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年5月1日から38年5月1日までの期間について、事業主は、申立人が37年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、38年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和37年5月から同年9月までは8,000円、同年10月から38年4月までは9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和37年3月1日から38年5月1日まで

私は、A社B工場において昭和36年4月1日からC職として勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び申立人の供述から、申立人が、申立期間②当時、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名でかつ生年月日も同一で、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和37年5月1日、資格喪失日は38年5月1日）が確認できる。

さらに、上記の被保険者原票に記載されている被保険者番号は、申立人のA社B工場における被保険者番号が訂正される前の被保険者番号と同一である。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者

記録であり、A社の事業主は、申立人が同社において昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、38 年 5 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票から、昭和 37 年 5 月から同年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 38 年 4 月までは 9,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、当該期間にA社B工場に係る被保険者記録がある複数の同僚に対して申立人の勤務実態を照会したものの、申立人を記憶している者がいない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②のうち、昭和 37 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、同僚の証言から、申立人のA社における勤務は認められるものの、同社B工場は同年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社本社は同年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該期間において、同社本社及び同社B工場は適用事業所となっていない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち昭和 37 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 37 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成18年9月から19年9月までの期間及び20年1月から同年3月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成11年11月22日から17年12月1日まで
② 平成18年7月1日から20年4月1日まで

私は、平成11年から22年まで、A社に勤務していた。当時の基本給は、申立期間①は40万円、申立期間②は37万円であった。

しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額が32万円から34万円となっており、間違っている。給与明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間②のうち、平成18年9月から19年9月までの期間、20年1月及び同年2月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録において確認できる標準報酬月額（32万円）を超える報酬月額（37万円）の支払を受け、当該報

酬月額に基づく標準報酬月額（38万円）より低い標準報酬月額（34万円）に見合う厚生年金保険料（18年9月から19年8月までは2万4,891円、同年9月、20年1月及び同年2月は2万5,493円）を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成20年3月については、申立人は給与明細書を所持していないものの、同年2月及び同年4月の給与明細書により、申立人は、同年3月においてもオンライン記録において確認できる標準報酬月額（32万円）を超える報酬月額（37万円）の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（38万円）より低い標準報酬月額（34万円）に見合う厚生年金保険料（2万5,493円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間のうち、平成18年9月から19年9月までの期間及び20年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る届出及び保険料納付について、オンライン記録どおりに行ったと認めていることから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、平成11年11月から17年4月までの期間については、A社は既に解散しており、当時の代表取締役は、「破産手続の際に資料を処分した。」としている上、申立人も当該期間に係る給与明細書を所持していないことから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、B市C区役所が保管する申立人の当該期間に係る市民税・県民税課税（非課税）証明書によると、申立人の報酬月額は40万円であったことが推認できるものの、同証明書に記載されている社会保険料控除額から推測した厚生年金保険料控除額は、オンライン記録から算出した厚生年金保険料控除額とほぼ一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間①のうち、平成17年5月から同年11月までの期間については、給与明細書により、申立人が支払を受けていた報酬月額（40万円）に見合う標準報酬月額（41万円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額（34万円）を超えているものの、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額（平成17年5月から同年8月までは2万3,688円、同年9月から同年11月までは2万4,290円）に見合う標準報酬月額（34万円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額と一致している。

申立期間②のうち、平成18年7月及び同年8月については、給与明細書により、申立人が支払を受けていた報酬月額（37万円）に見合う標準報酬月額（38万円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額（34万円）を超えているものの、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額（2万4,290円）に見合う標準報酬月額（34万円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額と一致している。

申立期間②のうち、平成19年10月及び同年12月については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（2万5,493円）に見合う標準報酬月額（34万円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額（32万円）を超えているものの、給与明細書に記載された報酬月額（19年10月は22万2,000円、同年12月は14万8,000円）に見合う標準報酬月額（19年10月は22万円、同年12月は15万円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額より低額である。

申立期間②のうち、平成19年11月については、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認できないものの、上記の同年10月及び同年12月の給与明細書において確認できる内容から、事業主が源泉控除していたと推認される厚生年金保険料額（2万5,493円）に見合う標準報酬月額（34万円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額（32万円）を超えているものの、同年10月及び同年12月と同様に、申立人が支払を受けていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額より低額であると推認される。

したがって、平成17年5月から同年11月までの期間、18年7月、同年8月、及び19年10月から同年12月までの期間については、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年4月30日までの期間について、事業主は、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和21年4月30日から22年7月1日までの期間について、申立人は当該期間において、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を21年4月30日に、喪失日に係る記録を22年7月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年4月から同年12月までは300円、22年1月から同年3月までは360円、同年4月及び同年5月は390円、同年6月は400円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和22年7月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は当該期間において、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年7月1日に、喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年4月30日まで
② 昭和21年4月30日から22年7月1日まで
③ 昭和22年7月1日から同年10月1日まで

夫は、昭和17年にA社に入社し、55年8月1日に定年退職するまで同社及び同社の関連会社に勤務していた。21年4月にB社に出向し、

同社及びC社を経て、A社の関連会社に戻った。出向していた2社では私も夫と一緒に働いていたが、私に厚生年金保険の被保険者記録があるのに、夫に記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する申立人の履歴簿から、申立人は、昭和21年4月1日付けで同社を休職し、B社に出向発令されていることが確認できる。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人の資格喪失日は昭和21年4月30日として届け出されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、A社において昭和21年4月1日に資格を取得し、同年4月30日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

申立期間②について、A社が保管する申立人の履歴簿、同僚及び申立人の妻の供述により、申立人が当該期間にB社に勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、申立人の氏名の記載が無い。

しかしながら、当該被保険者名簿には「事業所名簿紛失に依り台帳に依り仮名簿作成す。30.12.23」と記載があるところ、当該被保険者名簿には13名の被保険者が記載されているにもかかわらず、これらの者の厚生年金保険被保険者台帳を確認したものの、B社において被保険者記録のある者は5名のみであり、社会保険事務所における記録管理が適切であったとは考え難い。

また、上記資格喪失届には、申立人を含む7名が昭和21年4月30日にA社で資格喪失となり、資格喪失原因は休職、備考欄にB社と記載されている。

さらに、被保険者名簿において上記の7名のうち、2名については当該期間において被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のB社における資格

取得日に係る記録を、申立人のA社における資格喪失日と同日である昭和21年4月30日に、資格喪失日に係る記録を、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の22年7月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、A社の保管する当該期間における申立人の給料額の記録から、昭和21年4月から同年12月までは300円、22年1月から同年3月までは360円、同年4月及び同年5月は390円、同年6月は400円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人の妻の供述により、申立人が当該期間にC社に勤務していたことは認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、「一部B社より」との記載が確認でき、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からそれぞれの事業所の所在地は同じであることが確認できることから、C社に係る被保険者名簿は、B社に係る被保険者名簿を基に作成された状況がうかがえる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、B社で被保険者資格を喪失し、C社で被保険者資格を取得している者について、喪失年月日の記録の無い者や厚生年金記号番号に記載が無い者がいる上、多くの者の資格取得時の標準報酬月額は当時の標準報酬月額には無い金額が記録されているなど、社会保険事務所における記録管理が適切であったとは考え難い。

加えて、上記資格喪失届に名前のある7名のうち1名は、B社の後、C社において昭和22年7月1日から23年12月1日まで被保険者記録がある。

また、申立人の妻もB社の後C社において昭和22年7月1日から同年11月1日まで被保険者記録がある。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③において、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和22年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和48年2月28日から同年3月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和51年12月31日から52年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月28日から同年3月1日まで
② 昭和51年12月31日から52年1月1日まで

私は、昭和44年11月1日にA社に入社し、当初は船上勤務だったが、48年3月1日に陸上勤務に異動になった。その後、51年4月1日に関連会社のB社へ出向し、52年1月1日にA社に復帰した。この間、継続して勤務しており、船員保険料及び厚生年金保険料を毎月控除されていた。

しかし、船員保険及び厚生年金保険の加入記録では、A社において船上勤務から陸上勤務に異動になった申立期間①と、出向先のB社からA社に復帰した申立期間②の記録が欠落している。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が提出した社員カード、人事記録及び辞令記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年3月1日に、船上勤務から陸上勤務に変更）、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年1月の船舶所有者別被保険者名簿の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を船員保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、C社の回答、A社が提出した社員カード、人事記録パック及び辞令記録から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（昭和52年1月1日に、同社から出向元のA社に復帰）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和51年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを51年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社D支店）における資格取得日に係る記録を昭和37年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月2日から同年5月11日まで

私は、昭和37年4月2日にA社に入社し、研修終了後の同年5月11日に同社B支店に配属となり、平成11年2月24日に退職するまで同社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録によると、資格取得日が昭和37年5月11日となっており、申立期間の被保険者記録が欠落している。E健康保険組合（現在は、F健康保険組合）の被保険者証には、同年4月2日に加入となっていることから、調査の上、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録及びE健康保険組合の記録並びに同僚の証言から、申立人は、昭和37年4月2日にA社に入社し、同社研修センターにおいて研修した後の同年5月11日に同社B支店に配属されたことが確認できることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社は、「新たに入社した者については、研修後に配属される各支店において、入社日を資格取得日として届け出る。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人と同期入社と同僚5名の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和37年4月2日であることが確認できる。これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認する関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日（昭和34年1月10日）及び資格取得日（昭和34年8月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月10日から同年8月1日まで

私は、A社において、昭和33年10月10日から36年2月4日までC職の仕事をしていた。A社D事業所から同社本社に異動したが勤務は継続していた。厚生年金保険の記録では、申立期間の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和33年10月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、34年1月10日に同資格を喪失後、同年8月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に在籍し、同社D事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、申立人は申立期間において業務内容等に変更は無かったと供述している。

さらに、申立期間において、申立人と同様のC職の仕事をしていた複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録は継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年1月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年9月9日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和24年4月は7,200円、同年5月から同年8月までは7,000円、同年9月及び同年10月は6,000円、同年11月から25年8月までは7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年頃から25年9月頃まで
② 昭和26年頃から28年7月17日まで
③ 昭和29年10月15日から同年12月1日まで

私は、昭和23年頃から25年9月頃まで進駐軍で勤務した後、26年頃から29年11月頃までC社に勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録によると、そのうち申立期間①の進駐軍に勤務していた期間、申立期間②及び③のC社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間①から③までについて被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和24年4月1日から25年9月9日までの期間について、申立人の兄は、「私がD市にある進駐軍に勤めていた時、申立人が後から勤め始めたが、勤務していた期間は分からない。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が進駐軍に勤務していたことが認められる。

また、C防衛事務所が保管する人事記録には、申立人と同姓同名でかつ同一年生まれの記録が確認できる。

さらに、A 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名でかつ生年月日が上記の人事記録と同一で、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和 24 年 4 月 1 日、資格喪失日は 25 年 9 月 9 日）が確認できる。

加えて、申立人と一緒に進駐軍に勤務していたとする申立人の兄は、申立期間①に係る上記の被保険者名簿に被保険者記録がある上、申立人のほかに同姓同名の者が勤務していたことはないと供述している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合の被保険者記録は申立人の記録であり、A 渉外労務管理事務所は、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25 年 9 月 9 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 23 年頃から 24 年 4 月 1 日までの期間について、進駐軍労働者については、厚生省保険局長通知「進駐軍労働者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日保発第 92 号）の規定により、厚生年金保険が適用されることとなったのは 24 年 4 月 1 日からとなっている。

また、上記の被保険者名簿において、申立人の兄が厚生年金保険被保険者資格を取得した日は昭和 24 年 4 月 1 日であることが確認できる。

申立期間②について、申立人から提出された当該期間当時の手紙及びはがきにより、期間は特定できないものの申立人が C 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 7 月 17 日であり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C 社に係る上記の被保険者名簿により、昭和 28 年 7 月 17 日以降に被保険者資格を取得した同僚 10 名に照会したところ、2 名から回答があり、1 名は、「C 社が適用事業所となる前の期間は給与から厚生年金保険料の控除はなかった。」と供述している。

申立期間③について、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同僚 10 名に照会したところ、1 名が申立人を覚えていたものの、「申立人の退職日は不明。」と供述しており、当該期間において申立人が勤務したことをうかがえる証言等を得ることはできなかった。

また、C 社に係る上記の被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 29 年 10 月 15 日に資格を喪失した人数は同社の被保険者の約 3 分の 2 を占めている。

さらに、申立人と同じ昭和 29 年 10 月 15 日に資格を喪失した同僚 1 名は、「私は、自己都合で退職した。喪失日は間違いない。」と供述しているほか、申立人はトラブルが原因で退職した旨を述べているところ、自身

とトラブルがあったとしている同僚の資格喪失日も、申立人と同日であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①のうち昭和 23 年頃から 24 年 4 月 1 日までの期間、申立期間②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和 23 年頃から 24 年 4 月 1 日までの期間、申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 23 年頃から 24 年 4 月 1 日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から同年8月31日までの期間について、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年8月31日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から同年8月31日まで
② 平成8年8月31日から同年9月1日まで

A社に係る厚生年金保険の記録を確認したところ、所持している給与明細書の報酬額と厚生年金保険料の控除額が、記録されている標準報酬月額より高額だと思われるので調査して申立期間①の記録を訂正してほしい。

また、被保険者記録が平成8年4月1日から同年8月31日までの4か月になっている。当時の給与明細書を持っているが保険料は5か月分控除されている。厚生年金保険の資格喪失日が同年8月の末日とされているのがおかしいのではないかと調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人の当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が所持する給与明細書及び申立人が派遣されていた事業所の証言から、申立人が申立期間②においてA社で勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「給与は末日締め翌月 15 日払いであった。」としているところ、申立人の所持している平成 8 年 5 月に支払われた給与明細書に 8 年 4 月の厚生年金保険料が控除されていた旨の記載があるところから、同社においては、厚生年金保険料は翌月の給与から控除していたものと認められるところ、同年 9 月の給与明細書から、同年 8 月の厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の所持する平成 8 年 8 月分の給与明細書の保険料控除額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成 8 年 8 月 31 日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業所が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで
私は、昭和31年2月4日にA社に就職後、55年10月1日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、48年3月31日に同社B工場で資格喪失、同年4月1日に同社本社で資格取得となっており、被保険者期間が1か月欠落しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の永年勤続表彰状及び定年退職に係る感謝状並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人から提出されたD社E事業所三十年誌に掲載された記事「A社B工場の沿革」の内容（申立人は、昭和46年12月1日から48年3月31日までA社B工場に勤務）から、昭和48年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主がA社B工場における資格喪失日を昭和48年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年1月29日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月29日から同年4月1日まで

私は、昭和21年1月29日にA社（現在は、B社）に入社し、54年2月26日の退職まで勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が21年4月1日と記録されており、申立期間の記録が欠落している。

私が所持する厚生年金保険被保険者証の取得日もA社退職時の感謝状に記載している入社日も昭和21年1月29日と一致していることから、資格取得日を同年1月29日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和21年4月1日であることが確認できる。

しかしながら、B社の保管する厚生年金台帳には、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年1月29日と記載されている。

また、B社の保管する「昭和20年度入社者の記録補正の内訳」によると、申立人の入社日は昭和21年1月29日となっており、当該書類には、「資格取得が21/4となっていたもの。C社会保険事務所がD社会保険事務所と協議し、記号番号は現在のままとし、入社日に遡及して取得訂正進達済」と記載されている。

さらに、B社は、「昭和20年度に入社した社員の資格取得日が全て21年4月1日になっていたことから、50年頃に社会保険事務所と協議し、

入社日を資格取得日とする取得年月日の訂正処理を行った。」と回答していることから、上記の書類に記載されている 50 人について、その資格取得日を、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿とオンライン記録において照合したところ、被保険者名簿に資格取得日が 21 年 4 月 1 日と記録されている者のうち、オンライン記録において、それぞれの入社日に遡って訂正処理されている者が 11 人確認できる。

当該資格取得日に係る記録の訂正について、年金事務所は、「当時の資料が無いため、経緯は不明であるが、数十年経過後に複数の者について資格取得日に係る記録を訂正しているということは、これら訂正された者については、何らかの資料で資格取得日が確認できたのではないか。」と回答している。

加えて、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証（再交付）には、資格取得年月日欄に昭和 21 年 1 月 29 日と記載されていることが確認でき、年金事務所は「通常、厚生年金保険被保険者証を再交付する場合は、資格取得日を確認していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 1 月 29 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B 社が保管する厚生年金台帳の資格取得時の記録から、80 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（103万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を103万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月8日

平成15年7月8日に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記録が無い。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、賞与支払日から2年以内に、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を行っていないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成15年7月賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（103万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川国民年金 事案 5440 (事案 425 及び 1736 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 55 年頃、「国民年金保険料を一括納付することができるのは、これが最後である。」との報道があったので、同年 5 月頃、区役所で国民年金の加入手続きを行い、その際に未納となっていた保険料として、40 万円ぐらいを区役所又は社会保険事務所（当時）で遡ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

今回、私が申立期間の国民年金保険料を過去に遡ってまとめて納付したことを証言してくれる人が見付かったので、再度申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従前、申立人は、昭和 50 年頃に国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張していたが、第 2 回特例納付では、申立期間の一部しか保険料を納付することができず、申立人が納付したとする保険料額も、第 2 回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく相違していること、保険料を一括して特例納付した場合には、領収書が 1 枚であることを踏まえると、申立期間の保険料について、別に領収書が発行されていたとは考えにくいことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 6 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、第 2 回特例納付ではなく、第 3 回特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したこと、特例納付は加入時とその後の二度行ったこと、及びその際に保険料を納付

したことを話した知人がいると主張しているが、申立人の国民年金への加入時期から特例納付の実施期間中に特例納付を行うには1か月程度しか期間が無いが、申立人は特例納付に必要な保険料額全てを持参していたとしているにもかかわらず、特例納付された記録のある期間と申立期間を分割して納付したとするのは不自然であること、及び申立人が申立期間の保険料を特例納付したことを知るとされる知人の証言は、申立人が特例納付をしたことを聞いたことがある程度であって、知人の証言からは申立人の特例納付の状況等が不明であることなどから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、再度、当委員会の決定に基づく平成21年3月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間当時、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを憶えているとする知人が記載したとする書面を得たとしているが、その内容について、申立人の保険料納付の時期が明確ではない上、保険料納付を示す具体的な記載も見当たらないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月頃に、私の母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いている。申立期間の国民年金保険料については、母親が自分の保険料と一緒に区役所で納付してくれていたはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号払出簿の記載やその前後の番号が付番された被保険者の記録などから昭和 63 年 1 月に払い出されたものと推認できる上、オンライン記録でも申立期間は未加入期間であることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5442

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 55 年 2 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 52 年*月に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が、当時、共済組合に加入していた私の姉を除く家族全員の保険料を一緒に納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自身が 20 歳になった昭和 52 年*月に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、当該手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の後の番号が払い出された被保険者の保険料の納付日から、62 年 4 月と推認でき、申立期間は未加入期間であることから、保険料を納付することができない期間である上、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から平成4年1月までの期間及び同年3月から5年2月までの期間のうちの2年間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から平成4年1月までの期間及び同年3月から5年2月までの期間のうちの2年間

私は、会社を退職後、時期は記憶していないが、区役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

その際、区役所の職員に、未納分の国民年金保険料の額を確認し、夫婦二人分の保険料、それぞれ2年分を遡って、まとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は記憶していないが、夫婦二人分の国民年金保険料を、遡って、まとめて納付したのは1回のみであり、その際に納付したのは2年分の保険料であったと述べている。確かに、オンライン記録において、申立人及びその夫の2年分の保険料が一緒にまとめて納付されている実績が認められるものの、当該納付は、平成5年3月から7年3月までの約2年分の保険料について、同年4月に行われていることが確認できる上、当該期間の保険料額は、申立人が納付したとする金額とおおむね一致していることから、申立人の記憶する「2年分を遡って、まとめて納付した」のは、当該期間についての納付と考えるのが自然である。

また、上述のとおり、申立期間直後の平成5年3月から7年3月までの国民年金保険料は、同年4月に納付されており、申立人が、遡ってまとめて保険料を納付したと考えられる同年同月の時点において、申立期間の保険料については、時効により納付書が発行されなかったため、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和57年*月頃に、市役所支所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が、勤務先や自宅近くの金融機関で、納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、母親は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額等についての記憶が定かではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳に到達した昭和57年*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年8月9日に払い出されていることが確認でき、申立人が加入手続を行った時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、同年6月と推認されることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であるとともに、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年6月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私が勤務先を退職した昭和59年4月頃、夫が私の国民年金の加入手続を市役所で行ってくれた。その後に再就職した勤務先を退職した直後の60年3月又は同年4月頃においても、夫が再度私の国民年金への切替手続を行ってくれた。年金手帳がいつ発行されたかは記憶に無いが、現在は年金手帳を1冊所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私又は夫の口座から振替納付していたが、私も夫も、納付時期、金額、納付頻度等の具体的な記憶は無い。私が勤務先を辞めた都度、夫が必ず国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未加入期間で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和59年4月頃、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めたと述べている。しかし、申立人は、申立期間①当時、共済組合の組合員の妻であり、国民年金に加入するには、制度上任意加入することになるが、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、同年7月9日に初めて国民年金の被保険者資格を取得しており、同日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、任意加入の場合、加入手続より前に遡って被保険者資格を取得することはできないことから、当該期間は、未加入期間であり、保険料を納付することもできない期間である。

また、申立期間②について、再就職した勤務先を退職した直後の昭和 60 年 3 月又は同年 4 月頃に、申立人の夫が申立人の国民年金への切替手続を行ったと述べている。しかし、申立期間②のうち、同年 4 月から同年 6 月までの期間においては、申立人は共済組合に加入しており、まだ在職中であつたと考えられる上、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間②について、被保険者資格を取得したことを確認することができず、61 年 4 月以降、第 3 号被保険者となるまで、国民年金への切替手続を行った形跡が見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間①及び②の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立期間①及び②について、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその夫は、保険料の納付時期、金額等の具体的記憶が無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5446

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 61 年 1 月頃に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料については、自宅に送付された納付書により、自宅近くの金融機関で私が納付していたと思う。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 61 年 1 月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続を行った時期及び保険料の納付金額等についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金第 3 号被保険者の該当届出の処理日から、昭和 63 年 6 月と推認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から同年12月まで

私は、平成3年10月に会社を退職した際、次に就職することが内定していた会社の総務部の担当者から、年金は切れ目なく加入するよう勧められていたので、同年同月21日に公共職業安定所で雇用保険の受給手続を済ませ、同日に区役所で、国民年金の加入手続を行い、その場で同年同月から同年12月までの3か月分の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年10月に国民年金の加入手続を行い、同年同月から同年12月までの国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の20歳到達直後に国民年金に加入した被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、7年9月以降であると推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、前述のとおり、平成7年9月以降と推認されることから、その時点までは、申立期間は、国民年金の被保険者資格の取得に係る届出がなされていない未加入期間であり、申立人が述べる3年10月には、国民年金保険料を納付することができない上、7年9月以降において申立期間の保険料は、既に時効によって納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間前から手帳記号番号の払い出された時期を通じ、同一住所地に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、平成3年10月21日に雇用保険の受給手続を行ったこ

とを根拠に、同日に申立期間の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金の加入手続と雇用保険の受給手続は、別個に行われるもので、雇用保険受給資格者証は、直ちに国民年金の加入手続を行った証左とはならず、そのことをもって同日に申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認するのは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5448

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成元年12月までの期間及び10年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年9月から平成元年12月まで
② 平成10年5月

私は、昭和63年9月に会社を退職したことから、同年同月に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、金額は定かではないが、私の元妻が自宅に送付されてきた納付書により金融機関で夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、その元妻が納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする元妻から話を聞くことができないことから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その元妻が自宅に送付されてきた納付書により金融機関で夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立期間①の元妻の保険料も未納となっていることから申立内容と一致しない。

さらに、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間②の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5449

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月及び同年5月

私は、会社を退職したため、平成10年10月頃に、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。国民年金保険料については、私が、金融機関へ行き、届いたつづりで、11年6月に再就職するまで、毎月納付した。私は、保険料の免除の申請手続きを行った記憶は無いにもかかわらず、申立期間は、保険料の納付が免除された期間とされている。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年10月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、11年6月に再就職するまでずっと国民年金保険料を納付しており、保険料の免除の申請手続きを行った記憶は無いと主張しているが、申立人の保険料の免除の申請手続きは、同年4月に行われたことが、オンライン記録により確認できる上、申立人の被保険者名簿でも、申立期間は、保険料の申請免除期間とされていることから、申立期間が申請免除期間とされていることについて、不自然な点は見られない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 52 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、20 歳になった昭和 49 年*月頃、年金に関する通知と一緒に国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、両親に相談し、自宅近くの銀行で、納付書に現金を添えて、保険料を納付して以来、欠かさず保険料を納付してきたと思う。結婚後の保険料については、結婚直後に、夫にも私のときと同様に国民年金に関する通知と一緒に保険料の納付書が送付されてきたため、私が夫婦二人分の保険料を結婚前と同様の方法で納付していたと思う。52 年 4 月からは、口座振替により保険料を納付している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った^{おぼ}憶えは無く、送付された納付書により申立期間の国民年金保険料を毎月納付したと述べるにとどまり、保険料額など具体的なことは記憶していないなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になった昭和 49 年*月頃から、送付されてきた納付書により国民年金保険料の納付を開始し、毎月、保険料を納付してきたとも述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で払い出されていること、及び申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得時期から、申立人は、結婚後の 52 年 12 月頃に夫婦一緒に国民年金に加入したと推認され、申立内容と一致しない。

さらに、国民年金の加入手続時期と推認される昭和 52 年 12 月頃の時点で、申立期間のうち、時効が到来していない 50 年 10 月から 52 年 3 月までの国

民年金保険料については、遡って納付するほかないが、申立人は遡って保険料を納付した記憶が無く、遡って納付した旨の主張も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間の前後を通じて、同一市内に居住し、結婚をするに当たって姓の変更も無かった申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い上、結婚後においては、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたとするその夫についても、申立期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間を除いた国民年金加入期間である昭和 50 年 5 月から 52 年 3 月までの保険料が未納となっている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 52 年 3 月まで

私が結婚した昭和 50 年 5 月より前の国民年金については、自分で加入手続を行った記憶も無く、納付済みとなっている国民年金保険料についても納付した記憶が無いので、当時、住み込みで働いていた会社が行ってくれたと思う。

結婚後の国民年金保険料については、妻に任せていたので具体的なことは分からないが、妻が夫婦二人分の保険料を毎月、自宅近くの銀行で、現金で納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

結婚後において、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立人の国民年金の加入手続を行った憶えは無く、結婚直後に送付されてきた納付書により保険料の納付を開始し、毎月、銀行で保険料を納付してきたと述べるにとどまり、保険料額など具体的なことは記憶していないなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得時期から、申立人は、結婚後の昭和 52 年 12 月頃に夫婦一緒に国民年金に加入したと推認され、その時点で、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付するには、遡って納付するほかないが、保険料を納付したとする申立人の妻は遡って保険料を納付した記憶が無く、遡って納付した旨の主張も無い。

さらに、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた

とするその妻も保険料が未納である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年6月まで

私は、以前、母親から、私が20歳になったときから厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を母親が納付していたと聞いたので、時期は分からないが、母親が、実家のある区で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は分からないが、その母親が、実家のある区で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和52年11月から居住していたとする区で55年4月に払い出されており、実家のある区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間当時に、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時その兄の国民年金保険料についても申立人の母親が納付していたと述べているが、申立人の兄の申立期間当時の記録には、国民年金に加入し納付していた形跡は無く、その母親が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける事情は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月から同年7月まで

私は昭和61年1月末に会社を退職する際に、退職後においては市役所で国民年金の加入手続をしなければならない旨の説明を会社から受けたことから、同年2月頃、実家が所在するA市の市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市役所の支所又は銀行で納付書により納付したはずである。その後、同年7月の結婚に伴いB市に転居し、同年8月から第3号被保険者となったことから、同年9月頃、保険料が還付された記憶もあるので、保険料を納付したことは確かである。

また、所持している年金手帳の「国民年金の記録」の欄には昭和61年4月1日から同年8月28日までの期間が強制加入期間と記載されていることから、申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年1月末に会社を退職して間もなく当時居住していたA市の市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市内の銀行又は同市役所の支所で納付したと述べている。しかし、保険料の納付額等についての申立人の具体的な記憶は定かではなく、保険料の納付状況が不明であることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号の四桁の記号から、申立人は、同年7月に申立人が結婚により転居したB市において、結婚後の姓で新たに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるため、申立内容と一致しない。

また、申立人は、自身が所持している年金手帳の「国民年金の記録」の欄

に申立期間の一部である昭和 61 年 4 月 1 日から同年 8 月 28 日までの期間が強制加入期間と明記されていることから、当該期間を含む申立期間が未加入期間とされているのは不合理であると述べている。確かに、申立人について、本来であれば、国民年金の強制加入期間として 61 年 2 月 1 日から同年 8 月 28 日とされなければならない、転居後に加入手続を行った際の事務処理に不備があったことがうかがえる。しかし、その不備をもって、申立人が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする A 市において、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付実績などの一切の記録が消失したとは考えにくく、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと推認することは困難である。

さらに、前述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、転居後の B 市であり、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の国民年金保険料の納付開始時期などから、その時期は早くても昭和 61 年 8 月であり、その時点では申立期間の保険料を遡って納付することが可能であるが、申立人は、B 市において遡って保険料を納付した記憶は無く、転居前の A 市で納付したと主張していることを踏まえると、申立期間の保険料の納付があったと考えるのは難しい。

加えて、申立人は、昭和 61 年 8 月に第 3 号被保険者に該当したことにより、その直後の同年 9 月頃に納付済みの国民年金保険料が還付された記憶があると述べている。しかし、オンライン記録では、第 3 号被保険者該当届の処理は、62 年 1 月に行われていることが確認できることから、当該処理に先立つ 61 年 9 月に第 3 号被保険者に該当したことを理由にして納付済みの保険料が還付されたとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5454 (事案 4431 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から平成元年 8 月までの期間、3 年 4 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から 4 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年 5 月から 8 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月から平成元年 8 月まで
② 平成 3 年 4 月から同年 7 月まで
③ 平成 3 年 9 月から 4 年 4 月まで
④ 平成 4 年 5 月から 8 年 3 月まで

私が昭和 61 年 2 月に会社を退職したことを契機に、母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、平成 3 年に二度会社を退職した際に、その都度自分で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、母親が納付していたはずであり、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間④の国民年金保険料については、同居していた母親が納付していたが、私も、当該期間の保険料を納付していたので、重複納付してしまった保険料を還付してほしい。

今回、年金事務所で確認してもらったところ、オンライン記録では平成 5 年度の国民年金保険料が現年度納付となっているが、市で保管していた被保険者名簿では過年度納付となっており、納付記録が異なっていることが分かったので、再度申し立てることとした。

また、新たな資料として、私の平成 6 年及び 8 年の確定申告書 (控) を提出するので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、従前、申立人は、その母親が国民年金保険料を納付し、申立期間④については、その母親及び申立人の妻が保険料を重複納付していたと主張しているが、申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたとするその母親から証言を得ることはできないことから、保険料の納付状況が不明である上、申立期間④については、既に納付済みとなっている当該期間の納付書が重複して発行されたとは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、平成 5 年度の国民年金保険料の納付記録が、オンライン記録では現年度納付となっているが、被保険者名簿では過年度納付となっていることから、申立期間当時の行政側の事務処理に不備があったのではないかと主張しているが、申立人のオンライン記録及び被保険者名簿のいずれも同年度の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間当時の事務処理との因果関係は無いものと考えられ、今回新たに提出された平成 6 年及び 8 年の確定申告書（控）についても、当該期間の保険料を重複納付していたことを示す記載は無いことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間④の保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 53 年 3 月まで

私の母親は国民年金に加入していなかったが、私は、母親から、「あなたは国民年金を掛けた方がいい。」と勧められたため、昭和 46 年に、私が市役所で国民年金の加入手続を行った。年金手帳は加入手続を行ってすぐに受け取った記憶は無く、数年経過後に送付されてきたと思う。

国民年金保険料については、両親が営む店に訪れていた金融機関の職員を通じて、母親が毎月納付書で納付していたと思うが、私が金融機関の窓口で納付したこともあったかもしれない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べている。しかし、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期などから、53 年 8 月頃であると推認され、申立内容と一致しない。

また、昭和 53 年 8 月頃と推認される国民年金の加入手続時点においては、申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、その両親が営む店に訪れていた金融機関の職員を通じて、申立人の母親が毎月納付書で、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うと述べているが、申立人が申立期間当時居住していた市において、

納付書による納付が開始されたのは昭和 50 年 4 月からである上、納付周期が毎月となったのは、56 年 4 月からであることが確認できることから、申立人が述べる納付方法と一致しない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5456

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年1月まで

私は、昭和55年10月に勤務先を退職し、同年12月頃に、国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、私が、納付したとしたら郵便局で、昭和55年12月又は56年1月頃に、過去の月の保険料は、納付書に現金を添えて、遡って納付し、当月の保険料は、その納期限ごとに納付したと思う。

私は、国民年金に加入して、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年12月頃に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、郵便局で、納付書に現金を添えて、納付したと思うと述べているが、国民年金の加入手続場所、保険料の納付場所についての記憶が曖昧である上、保険料の納付金額も全く憶^{おぼ}えていないなど、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、共済組合員であった者に付番された番号であり、同番号に基づき申立人の国民年金被保険者資格記録が作成されていることから、申立人が、国民年金の加入手続を行った時期は、少なくとも基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であることが確認され、申立内容と一致しない上、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が、当該期間の保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5457

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年10月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から51年10月まで

私は、昭和43年4月に結婚した際に、市役所で国民年金の加入を行った。その際に、付加年金にも併せて加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に、市役所で国民年金の加入手続きを行い、納付書により金融機関で付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が保険料を納付したとする区では、当時、納付書制度は無い上、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和43年4月に国民年金の加入手続きを行った際に、付加年金の加入の申出も併せて行ったと主張しているが、付加年金制度は45年10月から導入されていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に払い出されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は103か月に及び、かつ、申立人は、二つの異なる地域に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに

申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年3月まで

私は国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、20歳になった平成元年*月頃、通知と納付書と一緒に送付されてきたため、父親に相談したところ、「20歳になったら支払う義務がある。」と教えられた。当時、年金手帳の交付は受けていない。

国民年金保険料については、納付時期及び金額等、具体的に記憶していないが、私が金融機関で、送付されてきた納付書とともに現金で納付した記憶がある。

申立期間が未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った^{おぼ}憶えは無く、送付された納付書により申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付したと述べるにとどまり、保険料の納付時期及び金額等を具体的に記憶しておらず、記憶も曖昧であることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20歳になった平成元年*月頃に送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付したと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の加入状況等から、申立人は、8年1月から同年3月までの期間に加入手続を行ったものと推認されることから、申立人が申立期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、今まで所持したことがある年金手帳は、会社から受け

取ったオレンジ色の1冊のみとしており、その年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は平成7年12月27日と記載され、その日付はオンライン記録と一致しており、前述のとおり、推認される加入手続時点において、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間であることに加え、申立人は、申立期間当時、学生であったことから、国民年金に加入するには、任意加入することになるが、制度上、任意加入の場合には、加入手続日より遡って被保険者資格を取得することも保険料を納付することもできないことから、申立期間は、国民年金に加入できない期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられ、仮に、当時、強制加入被保険者とされていたとしても、時効により保険料を納付することはできず、保険料の納付書も発行されなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から平成元年 8 月まで

私は、昭和 58 年に会社を退職してすぐに、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。当時、夫は自営業であり、私も会社を退職してからは夫の仕事を手伝っていたので、買い物に行ったときなどに、近くの郵便局又は金融機関で国民年金保険料を納付していた。

昭和 61 年 4 月に転居した後は、夫も国民年金の加入手続を行ったので、夫が加入してからは私が夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 58 年に、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成 2 年 9 月又は同年 10 月と推認できる上、申立人が所持している年金手帳に記載されている住所は、昭和 61 年 4 月以降に申立人が居住していた住所であることから、申立人の主張と一致しない。

また、上述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、平成 2 年 9 月又は同年 10 月と推認でき、当該加入手続時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であった上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年1月まで

私は、昭和55年に会社を退職し、自営業を始めたので、国民年金の加入について市役所へ相談に行ったところ、「あなたは年金を受給できるので国民年金保険料を納付しなくていいですよ。」と言われたので、その時点では加入しなかった。

その後、社会保険事務所（当時）に勤務していた知人から国民年金の加入を勧められ、昭和61年頃、妻と一緒に市役所の出張所に行って私の国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際、2年分の国民年金保険料を遡って納付できると聞き、後日、妻がまとめて遡って納付した。私が国民年金に加入してからは、妻が夫婦二人の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年頃、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、後日、その妻が2年分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成4年4月頃と推認でき、その時点で遡って納付することが可能である2年2月以降の保険料を過年度納付により納付していることが確認できることから、申立人は4年4月頃に加入手続を行い、納付済みとなっている2年2月以降の保険料を遡ってまとめて納付したと考えるのが自然である。

また、上述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は平成4年4月頃と推認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間から加入手続時期を通じて同

一市内に居住していた申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月から同年12月まで

私は、平成12年1月に会社を退職後、雇用保険受給申請の手続を行うため、事前にハローワークに電話で問い合わせたところ、職員から「申請には国民年金と国民健康保険への加入が必要。」と説明されたため、同年2月、区役所で国民健康保険とともに国民年金の加入手続を行い、両保険料の初回分は、納付書により同区役所1階の銀行の出張所で納付し、その領収書を持ってハローワークに行き、両保険料の領収書を提示し、雇用保険の受給申請手続を行った。

その後、国民年金保険料は、自宅に郵送で届いた納付書により、1か月ごとに金融機関で納付していた。

私は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年2月に国民年金の加入手続を行い、納付書で初回分の国民年金保険料を納付したと述べているが、オンライン記録によると、同年9月及び13年8月に国民年金の加入勸奨状が、申立人に対して発出されていることから、申立期間当時、同期間は、国民年金の加入手続がなされていない未加入期間であり、12年2月に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と一致しない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 49 年 3 月まで

夫が会社を退職した頃、市役所から、国民年金に関する通知が届いた。

昭和 47 年 3 月に、突然、自宅に集金人が来て、国民年金に加入するように勧められたため、夫が、私の分と一緒に国民年金の加入手続を行った。

その後、毎月、自宅に来ていた集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

昭和 50 年 1 月に、集金人から、遡って国民年金保険料を納付することができる旨を聞いたため、夫が未納となっていた私の 10 年分の保険料を一括して、その集金人に納付したが、領収書は交付しないと言われた。

その際に、集金人に、所持していた国民年金手帳を渡したら、後日、それとは別の国民年金手帳を渡されたため、私の国民年金手帳の発行時期は、昭和 50 年 1 月になっている。

申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 3 月に、その夫が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人及びその夫が所持している国民年金手帳の発行日、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿、申立人及びその夫のそれぞれの国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は 50 年 1 月、その夫の同加入手続時期は 47 年 3 月と推認されることに加え、申立人及びその夫の国民年金手帳に記載された記号番号は、約 6 万番の相違があり、その夫が申立人の分と一緒に国民年金の加入手続を行ったと

する申立内容と相違する。

また、申立人の夫が述べるように、昭和 47 年 3 月に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付する場合、その夫の国民年金手帳記号番号が払い出された時期と同時期に、近接する番号として、申立人の別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、その夫が、申立人の国民年金の加入手続が行ったとする同年同月から、申立人がその当時所持していた国民年金手帳を預け、その後、引換えに、現在所持している国民年金手帳が発行されたとする 50 年 1 月までの期間を通じて、申立人の住所に変更が無いため、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の夫は、昭和 47 年 3 月に国民年金の加入手続を行った後、夫婦二人分の国民年金保険料を、毎月集金人に納付し、50 年 1 月に、その納付を開始した 47 年 4 月の時点から遡って 10 年分の申立人の保険料を、一括して集金人に納付したとしているが、申立人が申立期間当時居住していた市では、集金人が過年度及び特例納付に係る保険料を収納することは無いとしているほか、その夫が述べる方法により、10 年分の保険料を遡って納付したとすると、申立人が国民年金に加入することができない 17 歳の時点まで遡って保険料を納付することとなるなど、その主張は不自然である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に、市役所の職員から勧められたので、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。その後、自宅兼店舗に来た集金人に、私及び夫の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に、その夫と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、51 年 11 月頃、また、その夫の国民年金の加入手続が行われたのは、36 年 4 月から同年 6 月頃までの間であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 11 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、自宅兼店舗に来た集金人に、申立人及びその夫の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人が居住する市では、集金人による保険料の収納が行われたのは、昭和 38 年 9 月からであることが確認できることから、申立人が、申立期間当初の保険料を集金人に納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間は 156 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることも考えにくい上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から61年3月まで

私は、昭和61年11月に市役所で婚姻届を提出した際に、国民年金の加入手続を行っていないが、国民年金保険料の未納があることが分かったので、その場で申立期間の保険料を遡って一括して納付した。

申立期間が国民年金の未加入期間で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年11月に市役所で婚姻届を提出した際に、申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張しているが、i) 申立人が、国民年金の被保険者資格を初めて取得したのは、同年同月であることが、申立人が所持する年金手帳により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であること、ii) 同年同月の時点では、申立期間の保険料は、過年度保険料となり、制度上、市役所では納付することができないことから、申立人が、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月に払い出されており、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から12年3月までのうちの36か月についての国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から12年3月までのうちの36か月

私は、昭和54年4月頃、自営業を始めたため、国民年金の加入手続きを行い、56年5月に結婚した後は、妻が、市役所の出張所又は金融機関で私の国民年金保険料を納付してくれていた。

厚生年金保険の受給のため、年金事務所に問い合わせをした際に送られてきた記録では、平成6年4月から12年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、私と妻の記憶では、そのうち未納は3年間のみであるはずなので、保険料を納付していたはずである3年間も未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその妻は、申立期間のうち、3年間は保険料を納付したとしているが、その理由として、6年間ある申立期間のうち、申立人の子供たちの教育費が掛かりだしてからの3年間は保険料を納付することができなかったことから、納付していたのは残りの3年間であると述べるにとどまり、その始期及び終期についての記憶が曖昧で、保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿においても、申立人の国民年金保険料が申立期間当時納付されていた形跡はうかがえない上、当該期間当時納付していた場合、発行されることのない過年度保険料の納付書が発行されていることが確認できる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたはずであるとする「3年間」の時期を特定することができないものの、その全て又は一部が平成9年

1月の基礎年金番号導入後の期間であり、その期間は、同番号に基づき保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年春頃から 35 年春頃まで

私は、申立期間にC地区にあったA社B支店においてD職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当時の給与明細書等は所持していないが、調査してこの期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社において従業員の採用を担当していた者から、厚生年金保険の加入手続を行わない試用期間があった旨の供述があるところ、上記同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は自身が記憶している入社日と数箇月の差があることから、同社においては、雇用形態等により入社後数箇月間は厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

また、A社は、保管している申立期間当時の従業員に関する資料に申立人の氏名が記載されていないことから、在籍について確認できない上、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したかは不明と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、申立期間における整理番号に欠番も無く、記載内容に不自然な点も認められない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5519 (事案 2241 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 26 日から 38 年 1 月 21 日まで
A社に勤務していた昭和 33 年 12 月 26 日から 38 年 1 月 21 日までの期間は脱退手当金が支給済みとされているが、会社を辞めてから一度も会社に行っておらず、脱退手当金の手続をしていないし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、再度調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人と同時期にA社を退職した同僚は「自分で請求手続を行い、脱退手当金を受け取るように会社から脱退手当金の説明を受け、書類をもらった。」と供述している上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、「公害認定手帳」を提出しているが、これは脱退手当金を受給していないことを立証する資料ではなく、そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 30 日から 44 年頃まで
② 昭和 44 年頃から 46 年頃まで
③ 昭和 46 年頃から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 12 月 29 日から 48 年頃まで
⑤ 昭和 48 年頃から 51 年頃まで
⑥ 昭和 51 年頃から 53 年頃までの間の数箇月
⑦ 昭和 53 年頃から 55 年頃まで
⑧ 昭和 55 年頃から 58 年頃まで
⑨ 昭和 58 年頃から 60 年頃まで
⑩ 昭和 60 年頃から平成 5 年頃まで

A 社には昭和 42 年頃から 2、3 年勤務していたが厚生年金保険被保険者の記録が 1 年しかない。また、44 年頃から 46 年頃までは B 社に勤務していたが厚生年金保険被保険者の記録が無い。さらに、46 年頃から 48 年頃まで勤務していた C 社の被保険者記録が 1 か月しかない。また、48 年頃から 51 年頃までは D 社、51 年頃から 53 年頃までの期間のうちの数箇月は E 社、53 年頃から 55 年頃までは A 社、55 年頃から 58 年頃までは F 社、58 年頃から 60 年頃までは G 社、60 年頃から平成 5 年頃までは H 社に勤務していた。主に I 業務をしていたが、厚生年金保険被保険者の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 43 年 8 月 30 日以降も引き続き A 社に勤務していたこ

とが認められる。

しかし、申立人の供述から、申立人は、A社とは現場ごとに契約して勤務していたことがうかがえるところ、同社は既に解散しており、事業主も所在を確認することができないため、同社における厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人はI業務をしていたと述べているが、B社に確認したところ、「I業務は行っていない。従業員記録には申立人の記載が無いことから、申立人は勤務していない。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立人は、昭和44年1月に国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるが、その後、国民年金被保険者資格が喪失された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は昭和44年頃から勤務していたとしているが、同年6月11日までは他社で雇用保険の加入記録があることから、その間はB社に勤務していたとは考え難い。

申立期間③について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある同僚に照会したが、申立人が当該期間に勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、申立人が記憶している同僚に確認したが、申立人がC社で勤務していた期間を確認することはできなかった。

さらに、当該期間には雇用保険の加入記録が無く、申立人がC社に勤務していたことを確認することができない。

申立期間④について、申立人の雇用保険の記録から、当該期間のうち、昭和46年12月29日から47年3月31日まではC社に勤務していたことが認められる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある同僚に照会したが、申立人が昭和47年4月1日以降も同社に勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、申立人が記憶している同僚に確認したが、申立人がC社で勤務していた期間を確認することはできなかった。

さらに、C社で社会保険事務を担当していた同僚は、「従業員の中には、雇用保険のみに加入し、厚生年金保険には加入していなかった者もいた。」と述べている。

加えて、申立人が居住している市の記録から、昭和47年4月1日以降は申立人が国民健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間⑤について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある複数の同僚に照会したが、申立人を知っている者は一人もおらず、同社における雇用保険の加入記録も確認できないため、申立人が同社の従業員であったことを確認することができない。

また、オンライン記録から、D社に勤務していたとする期間のうち、昭和48年4月から49年3月までは国民年金の申請免除期間であることが確認できる上、申立人が居住している市の記録から、申立人が同社に勤務していたとする全期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び社会保険担当者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料納付について確認することができない。

申立期間⑥について、申立人が同僚として名前を挙げた者に確認したところ、「時期ははっきり覚えていないが、同じ現場で働いたことはある。しかし、申立人はE社の従業員ではなく、個人事業主のようであった。」と述べているところ、申立人の雇用保険の加入記録を確認したが、申立人に係るE社での雇用保険の加入記録が確認できない上、当該期間の全てにおいて国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

また、オンライン記録から、上記の者がE社で厚生年金保険被保険の資格を取得したのは申立期間⑥よりも後の時期であることが確認できるが、その期間においても、申立人は国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付しており、国民健康保険の被保険者であることがオンライン記録及び市の記録から確認できる。

申立期間⑦について、同僚の証言から、期間は定かではないが申立人がA社の現場で勤務していたことは認められる。

しかし、当該期間において、申立人には雇用保険の加入記録は無い上、申立人がA社に勤務していたとする昭和53年から55年までの全ての期間において、国民健康保険の被保険者であったことが市の記録から確認できる。

また、オンライン記録から、申立人は、国民年金の被保険者として、昭和54年4月以降は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社は既に解散しており、事業主も確認することができないため、同社での厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することができない。

申立期間⑧について、F社に確認したところ、「申立人が勤務していたかは不明であるが、作業員の中には臨時の者もあり、その者は厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人には同社での雇用保険の記録は無く、昭和55年1月6日以降は他社において雇用保険の加入資格があることが確認でき、申立人がF社の従業員であったことが確認できない。

また、申立人は、当該期間の全てにおいて国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付しており、国民健康保険の被保険者であることがオン

ライン記録及び市の記録から確認できることから、申立人は当該期間においては、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが推認できる。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある同僚は、「F社は、年金関係はきっちりしている会社であった。」と述べている。

申立期間⑨及び⑩について、当該期間にG社及びH社で厚生年金保険の被保険者となっている同僚に確認したが、申立人を知っている者は無く、「I業務を行っていた者には、下請会社の従業員や請負の個人事業主もいた。」と述べているところ、申立人には両社に係る雇用保険の加入記録は無い上、G社に勤務していたとする全ての期間及びH社に勤務していたとする期間のうち、昭和61年8月31日までの期間については他社で雇用保険の加入記録があることから、申立人がG社及びH社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、当該期間の全てにおいて国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付している上、国民健康保険の被保険者であることがオンライン記録及び市の記録から確認できることから、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが推認できる。

さらに、G社及びH社の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入について確認することができない。

なお、申立人が勤務していたと記憶している時期と、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の証言から確認できる勤務時期が異なることから、改めて申立人に勤務していたとする事業所の順序及びその期間を確認しても「覚えていない。」と供述し、申立内容を変更するには至らなかった。

このほか、申立人の申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料の控除についてうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から同年 11 月まで
② 昭和 63 年 11 月から平成元年 11 月まで
③ 平成 9 年 10 月から 10 年 5 月まで

私は、昭和 63 年 7 月から同年 11 月まで A 社で正社員として B 職をしていたにもかかわらず、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。その後同年 11 月から平成元年 11 月まで C 社 D 店で正社員として勤務し、E 職の仕事をしてきたにもかかわらず、その間の厚生年金保険の記録が無い。また、9 年 10 月から 10 年 5 月まで F 社 G 店で正社員として E 職の仕事をしてきたにもかかわらず、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。3 社とも正社員として勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の供述内容及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の元事業主は、「当時の資料が無いため確認することができない。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社の元事業主及び社会保険事務担当者は、「申立人が厚生年金保険に加入していないのであれば、アルバイトだったと思う。アルバイトは厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、A 社に係るオンライン記録において、当該期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人の供述内容及び同僚の証言から、期間は特

定できないものの、申立人がC社D店で勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の元事業主に文書照会したものの、回答を得ることができず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C社に係るオンライン記録において、当該期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人の供述内容及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がF社G店で勤務していたことは推認できる。

しかし、F社の元事業主は、「当時の資料が無いため確認することができない。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、F社の社会保険事務担当者は、「正社員は社会保険に加入させていたが、パート、アルバイトは加入させていなかった。試用期間は3か月程度あった。」と証言している。

さらに、F社に係るオンライン記録において、当該期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 5 月 1 日から同年 8 月 28 日まで
② 平成 12 年 8 月 1 日から 13 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 3 月から平成 5 年 8 月までの期間及び 8 年 4 月から 13 年 7 月までの期間、A 社において厚生年金保険に加入していた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②における標準報酬月額が実際の給与と異なっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間①の標準報酬月額については、当初、平成 5 年 5 月から同年 7 月までは 30 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 8 月 28 日）より後の 6 年 5 月 6 日付けで、遡って 8 万円に引き下げられており、申立期間②の標準報酬月額についても、当初、12 年 8 月及び同年 9 月は 59 万円に、同年 10 月から 13 年 6 月までは 62 万円と記録されていたところ、同社が再び適用事業所でなくなった日（13 年 7 月 1 日）より後の同年 7 月 3 日付けで遡って 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿から、申立期間①及び②に係る訂正処理がされた日において、申立人が同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険料の滞納を解消するため、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後において、社会保険事務所（当時）が作成した書類に自ら押印したことを認めていることから、申立人が標準報酬月額の減額訂正処理について同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正に同意しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月頃 から 36 年 10 月頃まで
夫は、昭和 31 年 3 月に、高校を卒業した後、A社（現在は、B社）に就職した。同社は、C地区でD業を営む事業所であったが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の元事業主の妻の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 56 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社が、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 56 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚は、被保険者となった日より前から同社に勤務していたが、それ以前は国民年金に加入していた旨を供述しているところ、その者は、同年 3 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 1 日から 29 年 10 月 1 日まで
オンライン記録によると、私がA社に勤務していた昭和 27 年 9 月 1 日から 31 年 10 月 1 日までの期間のうち、27 年 9 月 1 日から 29 年 10 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。私は、27 年 3 月に学校を卒業後同年 8 月に B 県に引っ越し、同社に入社した。厚生年金保険被保険者証の資格取得日は同年 9 月 1 日となっているため、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと述べているところ、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証（37. 7. 10 再交付）の「初めて資格を取得した年月日」の欄に、昭和 27 年 9 月 1 日の記載が確認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、上記の被保険者証に記載されている被保険者番号の資格取得日は、オンライン記録と同日の昭和 29 年 10 月 1 日となっている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は 27 年 10 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、連絡の取れたA社の元社員 2 名は、申立人を覚えているが申立人の勤務期間までは不明としている上、当時の事業主は既に死亡し、現在の事業主は当時の資料は確認できないとしているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿から、申立人を含むA社の元社員4名が昭和29年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿においても、申立人を含む当該元社員4名の記号番号は、同年10月1日を資格取得日として連番で払い出され、上記被保険者名簿と一致していることから判断すると、同社の事業主は、同年10月1日を当該4名の厚生年金保険被保険者の資格取得日として社会保険事務所（当時）に届け出たものと考えられる。

加えて、申立人と同日にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得した当該元社員3名のうち、連絡の取れた1名は、「入社後、数箇月間は試用期間があったと思う。」と供述しており、別の1名は「見習期間だったのだと思うが、入社後すぐには厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月14日から26年8月頃まで

私は、昭和21年5月24日から26年8月頃まで、A社B事業所においてC職として勤務していた。C職は、当時、私一人だった。

ところが、厚生年金保険の記録では、昭和22年7月14日に被保険者資格を喪失したことになっているが、その時に会社を辞めた記憶は無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和25年4月12日から同年8月12日までの期間については、事業所が提出した賃金台帳及び人事台帳から、申立人がA社に勤務していたことが認められるものの、申立期間のうち、22年7月14日から25年4月11日までの期間及び同年8月13日から26年8月頃までの期間については、複数の同僚に照会したが、申立人が同社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることができなかった。

また、上記の賃金台帳において、申立人の賃金欄には、90円又は95円と記載されているところ、A社は、「当該金額は日当額であり、当時、申立人が臨時職員であったことが分かる。臨時職員については、原則として厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月頃から 38 年 4 月頃まで
② 昭和 38 年 4 月頃から同年 6 月頃まで

A社で勤務していた昭和 35 年 10 月頃から 38 年 4 月頃までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私はC県で働いていたが、公共職業安定所からの紹介を受け、集団就職で 35 年 10 月頃に同社に入社し、38 年 4 月頃まで勤務していた。また、B社で勤務していた同年 4 月頃から同年 6 月頃までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同年 4 月頃にA社から転職し、B社に入社し、同年 6 月頃まで勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 35 年 10 月頃にA社に入社し、38 年 4 月頃まで勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 39 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 39 年 10 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員は、「私がA社に入社した昭和 35 年 5 月頃、同社は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったと記憶している。」と回答している。

さらに、申立人はA社で一緒に勤務していた同僚を覚えていないことから、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 39 年 10 月 1 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、連絡先の判明した 4 名に照会したところ、2 名から回答を得たが、いずれも申立人のことを知らな

いと回答している。

申立期間②について、申立人は昭和 38 年 4 月頃に B 社に入社し、同年 6 月頃まで勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は昭和 45 年 5 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社の元事業主は、「申立人のことを覚えていないが、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 45 年 5 月 14 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所になっていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は B 社で一緒に勤務していた同僚を覚えていないことから、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 5 月 14 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、連絡先の判明した 13 名に照会したところ、6 名から回答を得たが、いずれも申立人のことを知らないと回答している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除についてうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月17日から同年10月まで
② 昭和30年10月から32年4月1日まで

私は、申立期間①は、A社でE職をしていた。同社は、B区C町にあり、従業員は社長のほかに3人だった。経営状態が悪かったため退職した。

また、申立期間②は、以前に勤務していたD社に再入社し、F職を行っていた。同社は、G業を行う会社で、従業員は20人ぐらいだった。倒産まで勤務して退職した。

しかし、両期間とも厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の所在地を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするA社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、B区を管轄する法務局においても、同社の商業登記の記録は確認ができなかった。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

申立期間②について、複数の同僚に照会したものの、申立人がD社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、D社は、昭和31年12月11日に厚生

年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②のうち同日より後は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、D社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 25 日から同年 8 月 11 日まで

夫は、昭和 32 年 4 月 5 日から 55 年 3 月 26 日までの期間、A社及び同社のグループ会社（グループ内合併の後、現在はB社）に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、申立期間について厚生年金保険被保険者となっていない。

申立期間は、A社から当時のグループ会社であるC社に異動した期間であり、異動前のA社より給与を受け保険料も控除されていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫は、昭和 32 年 4 月 5 日から 55 年 3 月 26 日までの期間、A社及び同社のグループ会社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、承継法人であるB社の回答及び当時の事業主の供述から、申立期間について、申立人がA社及び同社のグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間について、申立人の妻は、「夫は、A社から給与を受け、厚生年金保険料を控除されていた。」と主張しているが、B社では、申立期間について、「申立人は既にC社に異動しており、同社から給与の支払を受けていた。」と回答している上、当時のC社の事業主（現在は、B社の代表取締役）は、「申立期間は、C社はまだ厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料は控除し

ておらず、当該保険料の控除は同社が適用事業所となった昭和 45 年 8 月からである。」と回答している。

また、オンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 45 年 8 月 1 日となっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は事業主及び同僚 6 名と共に、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社が保管する申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書は、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 29 日から 46 年 5 月 6 日まで

A社で勤務していた期間の一部の期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いが、同社は請負業の会社で、私は、B社C工場に出向してD業務をしていた。勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社からB社C工場に出向して勤務していたと述べている。

しかし、A社の人事担当者は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」と回答している。

また、申立人がB社C工場の同僚として姓のみ挙げた複数の元従業員は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において特定できないため、申立てに係る証言を得ることができないことから、上記被保険者原票及びオンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した13名に照会したところ、回答のあった6名はいずれも申立人のことを知らないと供述しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、上記被保険者原票によると、申立人は昭和46年5月6日にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月8日に同資格を喪失していることが確認でき、雇用保険の加入記録と符合する。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持して

おらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 14 日から 10 年 1 月 1 日まで

私は、平成 5 年 8 月に A 社（現在は、B 社）に契約社員として入社し 15 年 12 月末まで勤務していたが、5 年 8 月 14 日から 10 年 1 月 1 日までの期間が A 社における厚生年金保険の被保険者となっていない。入社する際に会社から国民年金の加入を条件にされたためである。

平成 10 年になり、国から会社の派遣業としての不正があり、行政指導及び是正勧告された結果、厚生年金保険に加入できるようになった。

このように会社の不正により厚生年金保険に加入できず、国民年金に強制的に加入させられたのは、会社の責任であって私は違反をしていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、厚生年金保険に加入していないのは、A 社に入社する際、会社から国民年金の加入を条件にされたためである。国の行政指導等により平成 10 年 1 月 1 日に遡及して厚生年金保険に加入しているが、本来申立期間も厚生年金保険に加入するべきであったので、記録を回復してほしい。」と主張している。

しかし、申立人は、A 社に入社する際、会社から「厚生年金保険よりも国民年金の方が年収が多くなるので、国民年金に加入することを了承してくれたら雇用契約する。」と言われたと述べており、オンライン記録でも、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が所持する平成 10 年 9 月 4 日付けの「採用時の社会保険加入について」では、C 社会保険事務所（当時）の指導により、同年 1 月

1日に遡って厚生年金保険に加入することになったと記載されているところ、申立人のオンライン記録の厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

さらに、申立人は、平成7年10月1日交付の国民健康保険被保険者証を所持しており、この被保険者証には、資格取得日が5年8月14日と記載されている。

加えて、上記「採用時の社会保険加入について」では、申立人のほかに2名の同僚についても申立人と同様の手続を行う旨の記載があるところ、兩名は申立人と同様に、A社から分社化されたC社における厚生年金保険の被保険者資格を平成10年1月1日に取得している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 21 日から 47 年 7 月 13 日まで
私が A 社（現在は、B 社）に船員として勤務していた期間のうち、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業を継承した B 社から提出された人事記録により、申立人が申立期間において船舶 C に乗船していたことが推認できる。

しかしながら、B 社は、「船舶 C は外国船籍の船舶であり、申立期間当時、外国船籍の船舶は船員保険の適用除外となっていたため、船員保険への加入ができなかった。このことから、乗船する船員に対して、外国船籍のため船員保険には加入できない旨の説明を行い、本人の承諾を得た上で乗船させていた。」と回答している。

また、A 社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間と同一時期において船員保険被保険者記録が確認できない被保険者のうち、連絡先が判明した被保険者 3 名に照会したところ、回答を得た 2 名は、いずれも当該期間は船舶 C に乗船していたと供述している上、うち 1 名は、「A 社から、船舶 C は外国船籍であるため、船員保険に加入できない旨の説明を受けた。」と供述している。

さらに、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 2 日から 32 年 10 月 1 日まで
オンライン記録によると、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間が厚生年金保険の被保険者記録となっていない。私は、前職で取引先の社長から誘われて転職することにしたが、退社後すぐに取引先の会社に入社するのは問題があったため、1年間別の会社で働くことになり、同社に住み込みで働いていた。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に住み込みで勤務していたと述べている。

しかし、申立人は当時の同僚等の氏名を記憶していない上、申立期間当時の事業主は既に死亡し、B社も当時の関係資料は廃棄し残っていないと回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間当時にA社の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した元社員 12 名に文書による照会を行ったところ、8名から回答があり、そのうち1名は、「申立人を知っているが、申立人の勤務期間までは不明。」と回答しており、申立期間において同社で住み込みとして働いていたと述べている別の元社員は、申立人を知らないと回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人は、A社に給与明細書はなかったと述べている上、申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から同年 10 月まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 63 年 2 月から同年 10 月までの期間について、ねんきん定期便に記載された厚生年金保険料額と実際に給与から控除されていた厚生年金保険料控除額が異なる。源泉徴収票及び給与明細書等の資料を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A事業所に臨時的任用職員として勤務していた昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 3 月 31 日までの期間の記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した職歴証明書及び申立人と同日にA事業所の臨時的任用職員になった複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所の臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 63 年 4 月 1 日からであり、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、B県C委員会は、「申立人は、昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 3 月 31 日まで臨時的任用職員であったが、A事業所において臨時的任用職員として勤務する者が、厚生年金保険の適用になったのは、同年 4 月 1 日からであり、申立期間は厚生年金保険の適用以前である。」と回答している。

さらに、申立人と同時期にA事業所に臨時的任用職員として勤務していた複数の同僚は、臨時的任用職員であった期間は、厚生年金保険に加入していなかったと供述しており、オンライン記録により、そのうち一名は申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年6月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、昭和62年10月1日から63年6月1日までの期間の標準報酬月額の記録が前年に比べ低く記録されていることに気付いた。当時、月収が減ったり、仕事内容や勤務場所が変わったことも無く、標準報酬月額が下がったことに納得できないので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る申立期間における標準報酬月額が、前年の給与から判断して低く記録されていると主張している。

しかしながら、申立期間において、A社に係るオンライン記録に記載されている申立人と年齢が近い同僚の標準報酬月額について、改定時に記載されている標準報酬月額が改定前の標準報酬月額より低く記録された同僚が複数確認できる上、申立人が記憶する同僚の同社における標準報酬月額も同様に改定前より低く記録されていることが確認できる。

また、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「その都度、社会保険事務所（当時）に正しい届出を行っており、作為的に標準報酬月額を低く届け出たことは無い。」と述べている上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書や源泉徴収票を所持していない。

さらに、申立人が記憶する同僚及び申立人と同日に資格取得した同僚に照会しても、標準報酬月額が給与と差異があることを証言する同僚はいないほか、オンライン記録に記載された同僚56名について検証したが、標

準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

加えて、事業主は、当時の資料が無いとしており、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 12 月頃から 51 年 1 月頃まで
② 昭和 51 年 2 月 8 日から 53 年 6 月 27 日まで

私は、昭和 50 年 10 月に C 国から来日し、同年の年末から 51 年 1 月頃まで A 社で D 職として勤務した後、同年 2 月 8 日から 53 年 6 月 26 日までは、B 社で D 職として勤務していた。同社に勤務していた期間の労働契約書には、日本の労働基準法に沿った労働契約を行う旨が記載されている。厚生年金保険の加入については記憶が無いが、同社には日本人社員がいたため、会社が厚生年金保険に加入し、私も被保険者となっていた可能性があると思われる。C 国の年金は、日本での厚生年金保険の被保険者期間が通算できるため、申立期間について調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社の業務内容等を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、申立人が A 社の従業員であったことを確認できる具体的な証言等を得ることができなかった。

また、A 社は、「申立人の在籍について確認できる資料等はない。現在、会社で保管している社会保険の加入者リストには、申立人の氏名は無く、申立期間に係る健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人は厚生年金保険には加入していなかったことが確認できる。」と回答している。

申立期間②について、申立人が所持していた労働証明書（昭和 53 年 6 月 26 日 B 社発行）において、申立人は、51 年 2 月 8 日から 53 年 6 月 26 日まで、D 職として B 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間の被保険者は代表取締役を除いて3名であり、連絡が取れた元同僚によると、「申立人のことは知っているが、申立人の雇用形態や厚生年金保険の加入については分からない。また、厚生年金保険の手続を行っていたのはA社の経理担当社員であったと思うが、その人は既に亡くなっているため確認ができない。」と供述している上、ほかの2名の同僚については、連絡先が分からない者と既に死亡している者であることから照会することができない。

また、B社の元代表取締役に文書照会したものの回答が無く、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和51年7月16日であり、同日より前の期間については厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から平成7年8月29日まで
A社の給与は50万円ぐらいであったのに、厚生年金保険の被保険者記録では、入社した昭和57年10月1日から退社するまでの期間の標準報酬月額の記録が26万円となっている。いつから50万円ぐらいの給与になったかは定かではないが、所持している6年7月から7年7月までの給料支払明細書では26万円以上の支払額が確認できる。調査して、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の所持する平成6年7月から7年7月までの給料支払明細書から、申立人の主張どおり大半の期間が約50万円相当の給与が支払われていることが確認できるが、この給料支払明細書における保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額と一致していることが確認できる。

また、申立人は、昭和57年10月から平成6年6月までの給料支払明細書を所持していないことから、当該期間について、給与支給額及び保険料

控除額を確認することができない。

さらに、申立人の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然かつ不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、A社は、申立人と同様に業務請負（職人）として勤務している者の賃金、控除額、分割支払等について、ある程度個人の希望を聞いていたとしている上、当時の給与担当者は、既に死亡しているため、申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は賃金台帳等を保管していないため、申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月頃から 35 年 6 月頃まで

夫は、昭和 31 年 4 月頃から 35 年 5 月頃までの約 5 年間、A 社（後の B 社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社を退職後に勤務した C 社が保管する人事記録に、前職の記録として昭和 31 年 4 月から 35 年 6 月までの期間に A 社に勤務した旨記載されていること、及び同社が B 社として厚生年金保険の適用事業所となった 37 年 8 月 1 日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚から、申立人と一緒に A 社で勤務していたとの証言を得ていることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし A 社は、昭和 37 年 8 月 1 日に B 社として適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、同僚は、「昭和 25 年頃に個人事業所として A 社が創立され、37 年 8 月頃に法人組織として B 社となった。A 社は厚生年金保険に加入しておらず、B 社となった時から厚生年金保険に加入した。」と述べている。

さらに、A 社の当時の事業主及び同僚についても申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は既に死亡しており、申立人の妻は、申立期間当時は、申立人と婚姻しておらず、当時の保険料控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A社を平成 2 年 2 月末日に退職し、同年 3 月 1 日に B 社へ転職したが、厚生年金保険の被保険者記録によると、A社の資格喪失日が同年 2 月 27 日となっている。

私は、A社から B 社への転職時には、切れ目無く働いていたと記憶しているため、厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間があるということは考えられない。A社を退職した月の給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会をしたものの、申立人が、平成 2 年 2 月末日まで A 社に勤務していたことを確認できる具体的な証言等を得ることはできなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は平成 2 年 2 月 26 日となっており、厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

さらに、同僚の供述から、当時、A社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったことが確認できるところ、申立人が提出した平成 2 年 2 月の給与明細書から確認できる厚生年金保険料は 1 か月分だけであるため、当該保険料は同年 1 月の保険料であり、同年 2 月の保険料は控除されていないと認められる。

加えて、申立期間より後に経理担当者となったとする同僚は、「当時、従業員の退職日は代表取締役が決めていた。会社の社会保険料負担を少なくするため、資格喪失日を 1 日にしないことが多かった。ただし、従業員

の了解を得ずに、勝手に資格喪失日を決めることはなかったと思う。保険料は翌月の給与から控除していたため、1日を資格喪失日とした場合は、退職者から1か月の保険料を現金で預かることになる。そのため、どうしても資格喪失日を1日にしたいという者のほかは、1日以外を資格喪失日としていた。」と供述しているところ、オンライン記録から、A社において、申立人が資格取得した昭和63年3月1日から事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年9月23日の前日までに資格を喪失した被保険者30名のうち、資格喪失日が1日となっている者は1名だけであることが確認できる。

また、A社は既に解散しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
私は、A社に平成 16 年 4 月 1 日から倒産により解雇されるまで勤務していた。私が所持する同年 4 月分から同年 7 月分までの 4 か月分の給与明細書を見ると、それぞれの月の給与から厚生年金保険料が控除されているのに、私の厚生年金保険の記録を見ると、同年 7 月の記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 16 年 7 月分の給与明細書において、同年 7 月の厚生年金保険料相当額が控除されていることが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

A社は、オンライン記録によると、平成 16 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所となっていない上、事業主の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年 7 月 31 日と記録されている。

また、当時のA社の同僚の一人は、「倒産に起因して起こると予想される債権者とのトラブルが従業員に累を及ぼすことのないように、事前（平成 16 年 7 月 30 日）に全員解雇となった。関係官庁へもそのように手続をした。」と述べており、ほかの複数の同僚も「平成 16 年 7 月 30 日に全員

解雇になった。」と述べている。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成16年7月30日に同社を離職していることが確認できる。

これらのことから、申立人のA社における資格喪失日は、平成16年7月31日であり、同年7月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間において、A事業所で正職員のC職として勤務していた。
しかし、この期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した退職者名簿及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所は、「当時から、厚生年金保険に加入させるのは、非正規職員のうち、加入要件を満たす者だけである。正職員については、B共済組合に加入させている。」と回答している上、B共済組合は、「申立人は、昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 31 日まで、当共済組合の組合員になっている。当該期間については、47 年 6 月 27 日に退職一時金として支給済みである。」と回答している。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。